

第91号議案

臨海部広域斎場組合規約の変更について

上記の議案を提出する。

平成30年12月6日

品川区長 濱 野 健

臨海部広域斎場組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定に基づき、平成31年4月1日から臨海部広域斎場組合規約を別紙のとおり変更する。

（説明）臨海部広域斎場組合の経費の支弁の方法を変更するため、同組合の規約を変更する必要がある。

別 紙

臨海部広域斎場組合規約の一部を変更する規約

臨海部広域斎場組合規約（平成11年10月20日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

別表を次のように改める。

別表（第13条関係）

区分		負担割合等
管理運営経費		100分の10は均等割により、100分の90は利用実績割（当該会計年度の各区の住民の利用実績に基づく使用料収入の割合により算定した割合をいう。）により、組織区にあん分する。
建設経費	火葬場整備事業に係る用地取得費及び整備費	火葬炉の利用実績割（前3会計年度に係る各区の住民の利用実績に基づく火葬料収入の割合により算定した割合をいう。）により、組織区にあん分する。
	施設整備基金積立金（決算剰余金の積立てを除く。）	葬儀式場の利用実績割（前3会計年度に係る各区の住民の利用実績に基づく葬儀式場等使用料収入の割合により算定した割合をいう。）により、組織区にあん分する。
	地方債の元利償還金	火葬場利用分と葬儀式場利用分とに分けて、火葬場利用分は、火葬炉の利用実績割（前3会計年度に係る各区の住民の利用実績に基づく火葬料収入の割合により算定した割合をいう。）により、組織区にあん分する。 葬儀式場利用分は、葬儀式場の利用実績割（前3会計年度に係る各区の住民の利用実績に基づく葬儀式場等使用料収入の割合により算定した割合をいう。）により、組織区にあん分する。

付 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。